

第1277号

AFN-1277

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 7/29 (月)

『節税保険に向けた通達改正 パブコメ回答とFAQ－国税庁』

国税庁は先般、**法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)**を公表した。法人向けの「**節税保険**」の取扱いに関するもので、1か月間に集まったパブコメ計127通を受けて原案を修正、以下の変更が行われている。1)原案では、被保険者1人当たりの年換算保険料相当額が20万円以下のものを適用対象から除外していたが、これを30万円に引き上げた2)原案では、今般廃止するがん保険通達に定める「例外的取扱い」を廃止するとしていたが、法人が払戻金のない短期払の定期保険・第三分野保険のうち給与課税の対象とはならないものに加え、その事業年度に支払った保険料の額が30万円以下のものについては、その支払った日の属する事業年度での損金算入を認めるとした。3)適用時期については、定期保険・第三分野保険は7月8日以降、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険・第三分野保険は10月8日以降の契約からの2段階とした。



そしてこのほど国税庁は、改正通達に寄せられた主な質問に対する回答をもとにFAQを公表した。当期分支払保険料の額の計算方法、年換算保険料相当額の判定方法、契約内容変更に伴う処理と精算、養老保険から転換した場合の取扱いなどについて、図を交えながら詳述している。

『H30年度厚生労働省白書発表 全ての人の活躍可能社会目指す』

例年10月をめどに発表される厚生労働白書だが、平成30年度版は通常より三ヶ月早く発表された上、障害者雇用水増し問題や統計問題について反省とお詫びが冒頭にくる異例のものとなった。

今回のメインテーマは「**障害や病気など向き合い、全ての人が活躍できる社会に**」だ。障害者雇用、病気の治療と仕事の両立支援などに関する現状と課題を整理、持続的な社会の実現に向け必要な取り組みに焦点をあてた報告となった。白書によると、障害や病気を有する者は一般の者より就業・就業継続の意思が強い。実際に就業することを困難だと感じているのは本人ではなくその他の者の割合が高い傾向にある。障害や病気を有する者がいる「職場への影響」では、「仕事の進め方について職場内で見直すきっかけになった」という回答が最多であり、職場全体としてはポジティブに受け止められていることも明らかとなっている。職場における「理解・意識改革」、「体制整備・働き方の見直し」、「連携」、「相談体制」が必要だ。

就労継続や社会参加など様々な選択肢を用意し、多様性を尊重することで地域共生社会の実現につなげ、消費の底上げや投資の拡大、生産性の向上により経済成長を加速を目指す内容となっている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com